一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　徳島県三好郡東みよし町東山字貞安二三六の二から二三六の五まで、四四九の一、四五〇の二、字滝久保二六六の一、二六七、二六八、二六九の一、字光清一八八の一から一八八の四まで、三八四の一、三八九から三九三まで、三九五、三九六、三九九、足代字馬道ノ下四三八〇、四三八一、四三八二の一、四三八三、四三八四、四三八五（次の図に示す部分に限る。）、字荒神四五一九から四五二一まで、字中峯四三四一から四三四九まで、四三五〇の一、四三五〇の二、四三五一から四三五四まで、四三五五の一、四三五五の二、四三五六、字明法谷四四六七、四四六八、四四七〇、四四七二から四四七六まで、四四七七の一、四四七七の二、四四七八から四四八四まで、西庄字国政一六一の三、字野根上二四二の二、二四二の四から二四二の六まで、二四三の二、二四三の四、二四三の五、二六九の二、二六九の四、二六九の五、二六九の八、二六九の九、中庄二七〇六、二七〇九の一から二七〇九の三まで、二七一の一の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　徳島県三好郡東みよし町足代字山分四五八九の三四五・四五八九の三七五・四五八九の三九八（以上十五筆について次の図に示す部分に限る。）、四五八九の三二九、四五八九の三三〇、四五八九の三三三、四五八九の三三四の一、四五八九の三三六、四五八九の三四六から四五八九の三五三まで、四五八九の三五八から四五八九の三六二まで、四五八九の三七四、四五八九の三八〇、四五八九の三八一、四五八九の三九九、四五八九の四〇〇、四五八九の一〇九七、四五八九の二〇二六、四五八九の二〇三九、四五八九の二〇七九から四五八九の二〇八六まで、四五八九の二一六六、四五八九の二一六七、四五八九の二一八一から四五八九の二一八三まで、四五八九の二一八五、四五八九の二一八六、加茂七〇四三の五九六、七〇四三の六〇四、七〇四三の六〇八、中庄一七四九、二九八の二の一八、二七一八の二の五一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

　加茂七〇四三の五九六・七〇四三の六〇四・七〇四三の六〇八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、中庄一七四九、二七一八の二の五一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　徳島県三好郡東みよし町東山字石木二四三の四、二四八の二、五八一の三、五八六の二、五八七の二、字男山二二六の二、二六〇の二、一〇三八、字柳沢一七五の二の六三、一七五の二の六四、四〇二の二、四〇二の二一、四〇二の二三、足代字山分四五八九の一から四五八九の一一まで、字蛇谷四一九五の二、四一九五の四、字ヒウチ山四二〇五、字別所ノ二　三九四九の一、三九四九の二、三九五一の一から三九五一の三まで、三九五二、三九五三、三九五四の一、三九五四の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四百二十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

真立川第十二支川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛知県新城市細川

字竹ノ谷　二〇番　一号

　　二三番　二号

　　二四番　三号及び四号

　　六一番　五号

　　六〇番　六号

　　五八番　七号及び八号

　　五六番　九号から十一号まで

　　四三番　十二号

　　四〇番　十三号

　　三九番　十四号及び十五号

　　三八番　十六号から十八号まで

　　三七番　十九号

　　六番　二十号

二　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宇連川第十四支川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛知県新城市豊岡

字森下　五四番　一号から三号まで

　　五七番　四号及び五号

　　五三番　六号

字沢谷　一六番　七号

　　一四番　八号及び九号

　　五番一　十号

字中杉上　六八番　十一号及び十二号

　　六七番　十三号

　　二番五　十四号

○国土交通省告示第四百二十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上宇津根中川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

山口県阿武郡阿東町大字徳佐中字丸山五一七番地内四等三角点丸山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から三五二度四六分一七秒　八四五・五〇一メートルの地点　一号

標柱一号から二度一〇分〇六秒　五四・二六〇メートルの地点　二号

標柱二号から一〇一度四六分〇三秒　七八・〇四二メートルの地点　三号